

横浜市公告第 619 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年11月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 権太坂商業施設計画 保土ヶ谷区権太坂三丁目 520 番の 3
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	いすゞエステート株式会社 代表取締役 大久保 雅 章 東京都品川区南大井 6 丁目 26 番 1 号 ほか 1 者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定ほか 2 者
大規模小売店舗の新設をする日	令和 3 年 6 月 8 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2,480 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 152 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 101 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 88.29 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 19.22 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者	開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 9 時

の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分 から 午後 9 時 30 分 まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 1 か 所、出口 1 か 所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時 から 午後 11 時 まで

(添 付 図 面 は 省 略)

2 届出年月日

令和 2 年 10 月 7 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課